

## 令和 6 年度労災診療費の改定について

## 1 概要

○ 労災診療費は健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、健康保険における診療報酬改定の影響を踏まえつつ、労災医療の特殊性等を考慮する必要があるものについて、独自の措置を講じている。

(1) 健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分を連動して改定するもの。 (1,507 百万円)

(2) 健康保険の診療報酬改定に併せ、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から改定するもの。 (186 百万円)

## 2 労災独自の改定内容 (主なもの)

(1) 初診料・再診料の引き上げ (114 百万円)

○ 健康保険において、初診料及び再診料が引き上げられたことから、労災診療費においても引き上げ。

① 初診料：	3,820 円	→	<u>3,850 円</u>
(同一日に複数診療科受診：	1,910 円	→	<u>1,930 円</u> )
② 再診料：	1,400 円	→	<u>1,420 円</u>
(同一日に複数診療科受診：	700 円	→	<u>710 円</u> )

(2) 入院時食事療養費の引き上げ (56 百万円)

○ 健康保険において、入院時の食費が 1 食あたり 30 円引き上げられたことから、労災診療費においても引き上げ。

①：入院時食事療養 (I) 1 食につき	
ア イ以外の食事療養を行う場合	770 円 → <u>800 円</u>
イ 流動食のみを提供する場合	690 円 → <u>730 円</u>
②：入院時食事療養 (II) 1 食につき	
ア イ以外の食事療養を行う場合	610 円 → <u>640 円</u>
イ 流動食のみを提供する場合	550 円 → <u>590 円</u>

(3) 術中透視装置使用加算の対象手術及び対象部位の拡充 (16 百万円)

- 所定の外科的手術を行う際に、エックス線透視装置を使用して行った場合、1回の手術につき220点を手術料に加算できる。
- その対象となる手術及び部位を拡充 (下線部)。

加算となる部位	対象となる手術
大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨、手根骨、中手骨、手の種子骨、指骨、足根骨、膝蓋骨、足趾骨、 <u>中足骨、鎖骨</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ K046 骨折観血的手術</li> <li>・ K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術</li> <li>・ K044 骨折非観血的整復術</li> <li>・ K061 関節脱臼非観血的整復術</li> <li>・ K073 関節内骨折観血的手術</li> </ul>
脊椎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ K142-4 経皮的椎体形成術</li> <li>・ K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術</li> </ul>
<u>骨盤</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>K121 骨盤骨折非観血的整復術、</u></li> <li>・ <u>K124 腸骨翼骨折観血的手術、</u></li> <li>・ <u>K124-2 寛骨臼骨折観血的手術、</u></li> <li>・ <u>K125 骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)</u></li> </ul>

**3 改定時期**

令和6年6月診療分から適用

# 労災診療費の仕組み

## 1. 原則として健康保険に準拠

労災保険における療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

➡ 健康保険に準拠

## 2. 労災保険独自の算定

労災保険における療養の給付は、健康保険に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、独自の措置を講じている。

### 労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・ 患者が業務上の災害であるかの確認
- ・ 療養継続中の者に対する、治療効果の確認
- ・ 治療効果が認められない場合には、症状固定（治ゆ）の判断

### 労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・ 労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・ 創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

### 被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・ 被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

### 労災独自算定の具体例

**診療単価 1点12円**  
(健保は1点10円)

**四肢の傷病に係る手術等の加算 等**

**リハビリテーションに対する評価の充実、  
職場復帰支援・療養指導料 等**